

ネパール新民法の概要

JICA法整備支援アドバイザー

弁護士 石崎 明人

第73号（2017年12月号）ではネパールの新民法成立の経緯について簡単に述べた。本稿では新制度・改正点を中心に民法の中身を概観する。以下、英訳は公定訳に準じ、和訳は当職による。

第1 我が国の起草支援との関係

ネパール民法は南アジアで初めて成立した統一民法典である。

JICA（独立行政法人国際協力機構）は、2009年から我が国の民法教授や法曹からなる Advisory Group を立ち上げネパール民法起草の支援に着手した。2014年には全743条の民法改正案が完成し国会に提出されたが、2015年の大地震や政治的な混乱もあり、3年ほどのブランクを経た2017年10月ようやく成立し、2018年8月17日に施行されるに至った。

2014年草案との違いだが、遺言の章の削除等で総条文数は743条から721条に減った他、細部の変更は散見されるものの、同草案をほぼ踏襲した内容となっている。我が国の起草支援の結果が反映された民法が成立したと評価してよい¹。

第2 概観

1 全体像

新民法は、Muluki Ain（民法だけでなく刑法や各訴訟法を一つの法律としてまとめた従前の1853年国法）の中の民法部分を取り出し、関連法規（契約法等）を取り込んで一本化し再編成・改正したものである。

冒頭から順に、

Part-1：序文（Preliminary）

Part-2：人（Law Relating to Persons）

Part-3：家族法（Family Law）

Part-4：財産法（Law Relating to Property）

Part-5：契約とその責任（Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities）

Part-6：国際私法（Provisions Relating to Private International Law）

の6つのパートからなり、我が国の民法のようないわゆる Pandekten 方式ともフラン

¹ 本稿執筆時（2018年10月）時点で既に38箇所の改正が予定されているが、いずれもマイナーチェンジであり、条文の内容に大きな変更を加えるものではない。

ス民法典のような *Institutiones* 方式とも異なる構成を採っている²。

冒頭の2つのパートは日本の民法でいう総則規定（の一部）に整理でき、Part-3の家族法がカバーする領域は日本のそれと概ね同じである。一方で続くPart-4財産法、Part-5契約法は日本の民法でいう物権法、債権法の区分とは異なり、Part-6国際私法は日本の民法典の中には存在しない。

なおほとんどの章の末尾に提訴期間を限定する条文が置かれ、権利ごとの消滅時効ないし除斥期間を定めるような形式となっている。以下、「権利行使期間」と記載しているのはこの意味である³。

各パートを追って、どのような条文があるのか、またどのように新設・改正されたのか概観したい。

2 Part-1：序文（Preliminary）

一般的規定（General Provisions）、民法の一般原則（General Principles of Civil Law）、市民的権利（Provisions Relating to Civil Rights）の3つの章（Chapter）からなる。

(1) 第1章：一般的規定（General Provisions）

冒頭の章では本法の名称・施行日（2018年8月17日、1条）の他、本法で用いられるごく基本的な文言の定義規定（2条）、特別法との関係（3条）の規定が置かれている。

(2) 第2章：民法の一般原則（General Principles of Civil Law）

「一般原則」としてこの章に定められた原則・条項は、民法（この法律に限らず民事法一般の意）に関する事項一般に適用される（4条）。

法の不知は許されず、何人も法を知るものと推定される（5条）が、これは当然のことである。

公共の利益に反する行為は禁止され（6条）、法に反する行為は無効とされる（7条）。

また不法行為者の責任（8条）、他者への迷惑行為の禁止（9条）、不正な利益享受の禁止（10条）、被後見人・被保佐人ないしその影響下にある者との利益相反行為の無効（11条）が規定されている。

何人も他者の人格を尊重しなければならない（12条）。何人も近隣の人に損害を与えず良い関係を維持しなければならない（13条）。また市民としての義務から解放されないこと（14条）と、規範的な規定も並ぶ。

この章の条文はいずれも新設されたものだが、効力規定を除けば相当に抽象的であり、訴訟実務上の位置づけが興味深い。

この民法及び関係する法律は、性質上ネパール人のみに適用される場合を除き、外

² 近時はこのような総則→人→家族→財産→（他者との）契約関係という、関係性の拡大をなぞった条文の配置がアジアにおける民法典の構成のスタンダードになりつつあるようである。

³ 権利行使期間は3ヶ月～1年程度と極めて短期のものが多く、現実の権利行使の障害になることが予想される。将来の改正課題であろう。

国人にも適用される（16条）。なお、法に反する伝統や習慣は認められないとされるが（15条）、各論的にはネパールの慣習に配慮する規定も存在する⁴。

(3) 第3章：市民的権利（Provisions Relating to Civil Rights）

日本法と異なり、憲法上の人権規定のような条項が民法に列挙されている。

全ての市民は、法の前に平等である（17条）。差別の禁止（18条）とその法律上の例外（後進的立場にある女性や不可触民や原住民、マデシ、タルー、ムスリム、被差別階級、農家、労働者、若者、子ども、老人、性的マイノリティ、障害者、妊婦、無能力者、後進地域、経済的貧困にある者等に対する優遇措置。19条）、自由権の保障（20条）、プライバシー権（21条）、契約締結権（22条）、租税法律主義（23条）、意に反する労働の禁止（24条）、法によらない財産の徴発・没収等の禁止（25条）、裁判を受ける権利（26条）、裁判による賠償（27条）、虚偽提訴の場合の賠償（28条）の定めが置かれている。

たとえばプライバシー権（21条）の条文では、同意なき住居への立ち入り（同条1項（a））、通信やその使用・録音録画等・電話その他の媒体を通じた会話等の開示（同条項（b））、写真撮影等（同条項（c））、名前や姿、写真、声を模倣し公にすること（同条項（d））と、かなり具体的な侵害態様が明記されている。

権利行使期間は、逮捕・拘禁に対してはいつでも、それ以外の場合は対象の行為の時から6ヶ月である（29条）。

3 Part-2：人（Law Relating to Persons）

自然人（Provisions Relating to Natural Persons）、法人（Provisions Relating to Legal Persons）、自然人の破産（Provisions Relating to Bankruptcy of Natural Persons）の3章からなる。

(1) 第1章：自然人（Provisions Relating to Natural Persons）

自然人は、出生により法律上の権限を有する人とみなされ（30条）、名前に対する権利を得る（31条）こと、成人年齢は18歳であるが（32条）、10歳に達するか否かで法律上の扱いが変わること（33、34条）が整理された。自然人の能力に争いがある場合は裁判所が裁定する（35条）。

また死後の葬儀や遺体・臓器提供についての規定（36～38条）も整備された。

その他、住所（39条）、失踪（40条）、場面に応じた権利行使期間（41条）の定めがある。

(2) 第2章：法人（Provisions Relating to Legal Persons）

法人格に関する基本的な規定はMuluki Ainから引き継がれているが（42、43条）、州や政府といった公的機関の法人格が明記された（44条）。

法人の住所（45条）、維持管理（46条）、法人によるビジネス（47条）、法人合併のための譲渡の権利義務（48条）、利益相反行為の意思決定関与の禁止（50条）、

⁴ 70条等。

法人の損害賠償責任（51条）、解散時の資産と負債（52条）の規定がある。

権利行使期間は原則として行為の時から6ヶ月だが、50条の場合はその行為を知ってから3ヶ月である（53条）。

(3) 第3章：自然人の破産（Provisions Relating to Bankruptcy of Natural Persons）

自然人の破産が民法典に盛り込まれているのは日本の民法とは異なる。Muluki Ainを踏襲するものだが、わずか13条しかない。

破産手続の開始（54、55条）、債権者への通知（56条）、借主への通知（57条）、破産手続開始命令（58条）、開始命令による行為の中断・無効（59条）、利害関係人の調整（61条）、優先弁済命令（62条）、優先弁済が受けられない場合（62条）、破産手続から除外される財産（63条）、資産隠匿の禁止（64条）、破産状態の消滅（原則12年。65条）、場面に応じた権利行使期間（66条）の定めがある。

法人破産は別の法律に委ねられるが、整備は今後の課題である。

4 Part-3：家族法（Family Law）

家族法は、ネパール訴訟実務の要の1つである。司法機関・準司法機関に持ち込まれる事件の多くを占めるからだ。

婚姻（Provisions Relating to Marriage）、婚姻の効果（Provisions Relating to Consequences of Marriage）、離婚（Provisions Relating to Divorce）、親子関係（Provisions Relating to Relationship of Parents and Children）、親権（Provisions Relating to Maternal and Paternal Authority）、後見（Provisions Relating to Guardianship）、保佐（Provisions Relating to Curatorship）、養子縁組（Provisions Relating to Adoption）、国際養子縁組（Provisions Relating to Inter-country Adoption）、Partition（Provisions Relating to Partition）、相続（Provisions Relating to Succession）の11の章からなる。

(1) 第1章：婚姻（Provisions Relating to Marriage）

婚姻が男女の合意と儀礼により成立すること（67条）は旧法と同じだが、新設されたものとして、婚姻が自由な意思に基づく恒常的で不可侵・神聖な社会的・法的な繋がりであるとの宣言がある（68、69条）。婚姻は20歳以上の男女の合意により成立し、近親婚・重婚は認められないが、近親婚についてはコミュニティの慣行を尊重する規定が置かれている（70条）⁵。同意のない婚姻と近親婚は無効事由となり（72条）、婚姻適齢未満の場合は取消事由となる（73条1項（a）、ただし妊娠または出産した女性の同意により有効となる（同条2項））。

また、婚姻にあたり、HIVないしB型肝炎等の治癒困難な病気の罹患（71条2項（a））、性器欠損・性的不能（同条項（b））、聾啞者・聴覚障害者・失明者・ハンセン病罹患（同条項（c））、精神障害者（同条項（d））、既婚者（同条項（e））、妊婦（同

⁵ 家族の在り方、特に婚姻は、コミュニティごとの慣習が色濃く現れるだけでなく、血縁・人的繋がり
の基礎をなすプライベートな領域なので、画一的な法的整理が容易でない。実際、ネパールには非
常に多様な婚姻・準婚姻の慣習が存在している。

条項 (f), 道徳に反する罪で有罪判決を受けている者 (同条項 (g)) が, これらの事情を明らかにしなかった場合は婚姻取消事由となる (73条1項 (b), ただし妊娠または出産した女性の同意により有効となる (同条2項))。なお賠償請求も認められる (71条3項)

また, 性的関係を持って女性が妊娠し出産した場合も事実上の婚姻の成立とみなされる (ただし, 強姦や近親間の妊娠は除く, 74条)。

婚姻が無効ないし取消された場合にも子どもの地位は保護される (75条)。

婚姻に登録制度が設けられていることは現行法と同じである (76~80条。改正は加えられている)。

婚姻後の女性の苗字に関する規定が明文化された (81条)。自身の両親の苗字, 夫の苗字, または両方の苗字を使用できる (同条1項) が, 疑義が生じた場合は夫の苗字を使用するものと推定される (同条2項)。

その他, 夫婦関係の終了事由として, 婚姻無効の場合 (82条 (a)), 法に基づいて夫婦で婚姻を解消した場合 (同条 (b)), 妻が離婚の効力発生前に別の婚姻をした場合 (同条 (c)) が挙げられている。再婚ができるのは, 82条にある婚姻関係終了後 (83条 (a)), 夫婦いずれかが死亡した場合 (同条 (b)), 夫婦が法に従って Partition⁶を得て別居した場合 (同条 (c)) とされる。

権利行使期間は行為の時から3ヶ月である (84条)。

(2) 第2章：婚姻の効果 (Provisions Relating to Consequences of Marriage)

婚姻した男女が夫婦とされる規定 (85条) は旧法を引き継いだものであるが, その他は新設ないし改正規定である。夫婦は相互に愛情と信頼を持ち, 夫婦間で決めた場合を除いて家庭を形成し, 互いを扶助し尊重し (86条), 名誉と能力に応じて相互を扶養し (89条), その財産や収入, 能力に応じて同意の上で家庭を維持しなければならない (90条1項), 家族は互いにその能力を仕事で活かす機会を妨げてはならない (91条)。

その他の事情がなければ夫の家が居住地とされ (87条), 夫婦は双方を代理できる (88条)。

精神的, 物的双方の点で, 夫婦相互の尊重や扶養の義務について条文が増えたのが特徴的である。

権利行使期間は行為の時から3ヶ月である (92条)。

(3) 第3章：離婚 (Provisions Relating to Divorce)

離婚はいつでも双方の同意により可能である (93条) が, 他方の同意なしに離婚できる事由は, 夫の場合 (94条) と妻の場合 (95条) が別個の条文で規定されている。双方に共通の事由として, 同意のない3年以上の継続した別居 (Partition を得た後及び法の根拠のある場合を除く。), 扶養懈怠または追い出し, 重大な身体的・精

⁶ Partition は第10章を参照。以下同じ。

神的侵害を及ぼした場合、そして不貞行為がある（ただし、不貞行為は夫の場合のみ相手が「他の女性」、妻の場合は相手の性別に制限がない。理由は分からない。）。妻の場合のみ、夫が重婚した場合（95条(d)）、妻を強姦した場合（95条(f)）が離婚事由となる。

離婚について裁判所への提訴（96条）、裁判所の調停（97条）、不調による離婚の効力発生（98条）という手続の流れも民法で整理されている。

離婚の際の財産（Partition）の整理に関する規定も整備された（99～103条）。離婚の局面では日本でいうところの財産分与の機能を果たすことになるが、このPartitionはネパール独特の概念であり後述する⁷。なお、Partitionを受け取れなかった場合、妻の離婚後の生活を考慮して、夫の収入に応じた maintenance cost の支払が認められる場合がある（101条）。

権利行使期間は対象の行為時またはそれを知った時から3ヶ月である（104条）。

(4) 第4章：親子関係（Provisions Relating to Relationship of Parents and Children）

親子関係に関する規定も整備された。母子関係は子の出生により成立し、その夫が父親と推定される（105条）。反証がない限り、婚姻から180日以降、夫の死亡または離婚から270日以内に生まれた子はその母の夫の子と推定される（106条）が、180日が経過しない場合は否定し得る（107条）。親子関係が確定されていない場合は確定が必要となるが（108条）、紛争は裁判所が処理する（110条）。

人工授精の場合に関する規定（109条）が新たに規定された他、子の名前と苗字（111条）、公的な場合に使う両親及び祖父母の名前に関する規定（112条）が整備された。

子が出生したときは3ヶ月以内に登録をしなければならない（113条）。

父母は共同で子の監護をしなければならない（114条）が、婚姻関係が解消された場合の扱いについての詳細な規定が整備され（115～117条）、子の側から見た権利規定も新設されている（118条）。また父母との同居に関する規定（119条）、子が親を尊重し扶養する義務についても規定が設けられた（122条）。

権利行使期間は特に定めがある場合を除き行為の時から6ヶ月である（123条）。

(5) 第5章：親権（Provisions Relating to Maternal and Paternal Authority）

親権の章の条文は全て新設されたものである。

子は父母の監督下に置かれ（124条）、父母は同意に基づき共同して親権を行使するが、一方の死亡等どちらかが親権を行使できないケースについても整理された（125条）。

生活に必要な衣食、教育、愛情、健康管理、スポーツや娯楽の提供等、親権行使の具体的な内容を列挙してあるのも特徴的である（126条）。また子らは平等であり差別してはならず（127条）、子にハンディキャップや障害がある時は特別のケア

⁷ 第10章

をしなければならない（128条）。子の躰についての権限も規定されている（129条）。この権限は教師に移譲される場合がある（130条）。後見人，保佐人による権限行使についての規定も設けられた（131条）。

親権者が子に不利益を与える等により裁判所によって親権が制限・停止される事由についても規定がある（132，133条）。権利行使期間は行為の時から6ヶ月である（134条）。

(6) 第6章：後見（Provisions Relating to Guardianship）

後見の規定は Muluki Ain にも一部存在したが，ほぼ全てが新しく整備されたものと言ってよい。

後見人は行為能力がないかそれに準ずる状態にある者に対して付され（135条），親族の中から後見人となるべき者の順位が定められている（136条）が，裁判所がそれ以外の者の就任を認める場合もある（137，139条）。後見監督人を置くこともできる（140条）。また子どもが福祉施設等の機関にいる場合は，その機関が後見人となる（138条）。

後見人の欠格事由として，行為能力がないかそれに準ずる者（141条（a）），被後見人になるべき者と利益が相反する行為をした者（同条（b）），3年以上の自由刑に処せられた者（同条（c）），裁判所に資格なしとされた者（同条（d））が挙げられている。

後見人はその業務として，被後見人に対しその者の財産をもって（できない場合は後見人自身の財産をもって。ただし後に回収できる。150条）健康管理や教育，娯楽等を提供する（142条1項）。後見費用は原則として被後見人の動産をもって充てるが，それができない場合は裁判所の許可で被後見人の不動産を換価することができる（同条2項）。被後見人の財産を守り管理することも後見業務であるが，財産の運用も可能である（143条）。その他，後見の記録の作成義務（144条），被後見人のために訴訟提起する権限（145条），被後見人のための代理（146条），特定された条件下での後見人の業務の制限（147条）が定められた。

後見は，裁判所が辞任の申立てを認めた場合（148条1項（a）），後見人が被後見人が死亡した場合（同条項（b）），後見人の地位は相続されない（149条），被後見人が能力を回復した場合（同条項（c）），被後見人自身の申立てを裁判所が認めた場合（同条項（d））に終了するが，後見人は（死亡の場合でなければ），次の後見人が就任するまでは被後見人をケアしなければならない（同条2項）。なお，後見人が被後見人に損害を与えた場合の賠償責任も規定されている（151条）。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（152条）。

(7) 第7章：保佐（Provisions Relating to Curatorship）

保佐の規定は全て新設されたものであるが，後見の規定の準用がある（167条）。

未成年者（153条），または精神的な能力がない成年者が後見人を持たない場合（154条），保佐人を置くことができる。保佐人は裁判所から証明を受けられる（16

6条)。

保佐人となるべき者として、10歳未満の子の父親が死亡ないし不在の場合の母親(155条)、法人の保護下にいる場合の当該機関(156条)の他、裁判所が指名する場合(157条)が定められた。後見人の不適格者は保佐人にもなることができない(158, 141条)。

保佐人は被保佐人の財産を管理する他、生活の維持や教育、医療についてもケアしなければならない(159, 162条)。保佐にかかる費用は被保佐人の財産をもって充てるが(160条)、動産・不動産の換価に関する規律は後見の場合と同様である(161条)。保佐人が被保佐人に損害を与えた場合の賠償責任の規定もある(162条2項, 3項)。また不当な動機をもって被保佐人の不動産を保佐人自身またはその家族に移転しても原則として無効である(163条)。

被保佐人が未成年者の場合はその者が18歳に達した場合(164条1項(a)), 父母の一方または双方が監護する場合(同条項(c)), 精神的な能力のない者の場合はその能力を回復した場合(同条項(b)), 裁判所が後見人を指名した場合(同条項(d)), 裁判所に解任された場合(同条項(e)), 資格がない場合(同条項(f)), 保佐人または被保佐人が死亡した場合(同条項(g))は、保佐が終了する。

また財産管理が不可能な場合は代理の管理者を定めることができる(166条)。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である(168条)。

(8) 第8章：養子縁組 (Provisions Relating to Adoption)

養子縁組の制度は元々存在しているが、やはり大幅に改正された。

対象となる子の最善の権利・利益を保護する形で養子として迎え入れることで養子縁組ができる(169, 170条)。

原則として息子を持つ者は男子を養子とできず、娘を持つ者は女子を養子にできない(171条1項)。これは Muluki Ain 下の制度の踏襲である⁸。ただし、法的な別居(judicial separation)によって子と別居している者は養子を迎えることができる(同条2項)。同条項には、法的な別居(judicial separation)の定義について Explanation が設けられており、「裁判所の命令で Partition を得るか、法に基づいて別居しているか、separation of bread and board⁹後に別居している状況」とされる。また実子がいる者も、子の養育に必要な能力や資力があることを証明することで裁判所が養子縁組を認めることがある(同条3項)。

養親となる条件(172条)として、婚姻から10年以上子がいない場合(同条1項(a)), 配偶者がおらず(法的な別居含む。), 息子または娘がいない45歳以上の

⁸ その他の養親の条件(172条)を見ても、ネパールの養子縁組制度は養子を迎え入れたい養親側のためという意味合いが強いように見える。

⁹ separation of bread and board は、離婚や Partition が未了であるが、別居の上自活をする状態を指すようである。家族共同財産及び Partition の概念と関連し、本条の他に Partition に関する220条と国際私法に関する705条にも登場する。

者の場合（同条1項 (b), (c)）が挙げられているが、精神的な能力のない者（同条2項 (a)）、道徳に関わる罪で有罪となった者（同条項 (b)）、子を養育する経済的能力のない者（同条項 (c)）は養親となれない。

173条には、養子となり得ない場合として、14歳以上の者（同条1項 (a)、ただし3親等内の場合または前夫ないし前妻の子の場合は除く、同条2項）、一人っ子の場合（同条1項 (b)）、過去に有効に養子となったことがある者（同条項 (c)）、尊属（同条項 (d)）、ネパール国民でない場合（同条項 (e)）が挙げられている。

なお、3親等内の場合を除き、養親子間の年齢は25歳以上離れていなければならない（174条）。

養子縁組には実親との間で書面による同意が必要となる（175条）。また養子縁組の効力と夫婦の同居との関係（176条）、養子縁組の際の裁判手続に関する規定がある（177条）。

養子縁組により、養子は実子と同じ権利を得る（178条）。養子は実親、養親、いずれの苗字を使うこともできる（179条）。

養子は、原則として実親に対して Partition を請求できない（180条）。

養親の義務（181条）、養子の義務（182条）はいずれも実親子に準じたものといえるが、養親は養子に対し、実親の能力の下で受けられたものと同等の監護を施す必要がある。また、実親との面会の機会を提供することが求められる（183条）のは特徴的である。

養親子の要件を満たさない場合、養子縁組は無効となる（184条）。また、養親がその義務を果たさない場合、養子はその義務を果たさない場合等もその効力は否定される（185条）。養子縁組の効力が解消された場合、養親子間の権利義務関係もまた解消されるが、子が既に得た権利義務に影響はない（186条）。

権利行使期間は行為の時から1年である（187条）。

(9) 第9章：国際養子縁組 (Provisions Relating to Inter-country Adoption)

国際養子縁組とは、外国人がネパール人の子またはネパール在住の外国人を養子にする場合である（188条）。この章の条文もほぼ新設された規定である。

通常養子縁組の条文も準用されるものの（203条）、独立した章を設けて特別な規制を敷いているのは、人身取引の防止を念頭に置いたものである¹⁰。

外国人がネパールの未成年者を養子にしようとする場合は、ネパール政府の許可が必要となるが、許可を得ることができるのは、ネパール政府が認めた国の国民だけであり（189条）、かつ子の利益及び人権保護の観点から妥当と認められた場合のみである（190条）。

養子となり得る者の資格（191条）として、子の保護施設に6ヶ月以上いる、庇護下でない孤児（同条 (a)）及び親の意思で施設に委ねられた子（同条 (b)）が規定

¹⁰ むろん人身売買自体は法で禁止されている（Human Trafficking Act）が、養子縁組をその潜脱手段に用いることを避ける趣旨であろう。

されている。

養親となり得る者の資格（192条）は、前述の189、190条に加えて、婚姻後10年間子がいない夫婦（同条1項（a））、45歳から55歳までの者で配偶者がおらず（別居含む。）、息子または娘がいない場合（同条項（b）、（c））である。ただし、通常の養子縁組の場合同様の欠格事由がある（同条2項）

国際養子の手続は、Inter-country Adoption Board という特別の機関が担当する（193条）。養子縁組の申請には申請者の各種証明書その他、自国政府発行のレター等の提出が求められた上、selection committee の推薦を得なければならず、厳格な規制がかけられている（194～197、199条）。また、特別な保護が必要な子に関する特則（198条）もある。

養子縁組後も、養親は子の監護についてのネパール政府への報告義務がある他（200条）、Inter-country Adoption Board による監視の規定も設けられている（201条）。国際養子縁組の無効を巡っては関係国での提訴も可能である（202条）。

権利行使期間は特別な規定がない限り行為の時から1年である（204条）。

(10) 第10章：Partition（Provisions Relating to Partition）

「Partition」は家族の共同財産の分割に関する章であるが、本稿であえて英訳のまま表記したのは、同等の制度が日本に存在しないためである。この制度は Mululi Ain 下のものがそのまま引き継がれたが、改正が加えられている。

家族間であっても原則的に私有財産が個人に属する日本と異なり（共有形態にすることはできるが）、ネパールには家族全体の共同財産という概念があり、処分・利用に制約がかかる¹¹。この家族共同財産の分割が「Partition」である。このような概念であることを前提に、この章では以下便宜的に持分の分割行為を単に「分割」と表記する。

家族の共同財産に対しては、夫、妻、父、母、息子や娘（婚姻無効ないし解消後含む。）、いずれの立場であっても同等の持分を有する（また胎児にも死産とならなければ分割される。205～207条）。父が不明な場合（208条）、同居する兄弟の妻・子の持分（209条）、妻が複数の場合の持分（210条）についても規定されている。

持分を有する者（夫、妻、父、母、息子、娘）は相互に扶養し、親は子を監護養育するとされ（211条）、家族共同財産制度は家族間の扶養と深い関係があることが分かる。

このような家族共同財産の分割請求ができる場合として、全員の同意がある場合（212条）の他、家族共同財産の性質上、家族関係の解体・清算を伴う場合が定められている。夫または妻が追放されたり、身体的・精神的な侵害を受けた場合（213条）、また寡婦について（214条）規定されている。215条には持分を放棄する場合について定められている。

家族共同財産の分割は書面をもって行われる必要がある（216～218条）。分

¹¹ 家族共同財産はヒンドゥーでは伝統的な制度とされる。

割が効力を発生する前には原則として持分の処分ができない（219条）。

持分権者は裁判所に財産目録を提出して分割請求ができる（220～225条）。

その他、財産の隠匿による持分喪失（226条）、分割した財産に瑕疵があった場合の補償（227条）、分割後の同意のない交換の禁止（228条）、担保ないし抵当に供された財産の分割（229条）、分割終了までの共同財産を巡る処理の保留（230条）、囲繞地の場合（231条）、家族の1人の負担する債務の扱い（232条）、持分権者以外の者による提訴の場合の損害賠償（233条）、分割による金員ないし費用の支払の場合（234条）、本法施行前の分割の効力（236条）についての規定がある¹²。

なお、権利行使期間は場面に応じて定められている（235条）。

さて、草案段階では、この Partition の次の章は、ネパールで初めて導入が試みられた遺言（Provisions relating to Will）であった。同草案の256条では、遺言の章が施行されることで Partition の章の条項の効力が失われることが予定されていた。

しかし、一応平等な持分が認められる家族共同財産の Partition が遺言制度にとって代わられることで、経済的な不公平が生じるとの反対意見が根強く¹³、最終的に遺言の章が削られる形で新民法が成立した。従って、当面は Partition の制度が存続することになる。

(II) 第11章：相続（Provisions Relating to Succession）

相続の条文は旧法の改正が中心である。人の死亡により発生し（237条）、相続人の資格を有する者（238条）がその順位（239条）に従い相続する。相続権ないし順位については被相続人の面倒をみたかどうかで変動があり得るのが特徴的である（240～243条）¹⁴。

その他、相続放棄（244条）、相続欠格（245条）、葬式や債務の処理等に関する相続人の権利義務（246, 247条）、地方機関が遺産を受け継ぐ場合（248条）、外国人の遺産（249条）について定められている。

権利行使期間は特別な規定がある場合を除き相続開始から3年である（250条）。

5 Part-4：財産法（Law Relating to Property）

財産法は、財産（権）に関する一般規定（General Provisions Relating to Property）、所有権及び占有権（Provisions Relating to Ownership and Possession）、財産の使用（Provisions Relating to Use of Property）、土地の耕作、使用及び登記（Provisions Relating to Cultivation,

¹² 細かい規定が設けられているが、元々 Partition 絡みの紛争はネパールでの係争のかなりの部分を占めている。

¹³ 遺言者が男子（長男）にその財産を遺贈してしまうことで不公平が生じるとの懸念が、女性団体や野党（当時）から出された。

¹⁴ 我が国における寄与分制度と同趣旨だが、同居があったか、扶養の事実があったか、といった事実関係により、相続の順序、ひいては相続人の地位すら認められるのは、原則的に相続人の地位を画一的に扱う我が国の民法とは異なる。

Possession and Registration of Land), 政府財産, 公共財産及びコミュニティ財産 (Provisions Relating to Government, Public and Community Property), 信託 (Provisions Relating to Trusts), 用益権 (Provisions Relating to Usufruct), 役権 (Provisions Relating to Servitudes), 建物賃貸借 (Provisions Relating to House Rent), 寄付及び贈与 (Provisions Relating to Gift and Donation), 財産の移転及び取得 (Provisions Relating to Transfer and Acquisition of Property), 不動産抵当 (Provisions Relating to Mortgage of Immovable Property), 不動産の先買 (Provisions Relating to Pre-emption of Immovable Property), 権原証書の登記 (Provisions Relating to Registration of Deeds), 取引 (Provisions Relating to Transactions) の全 15 章からなる。

(1) 第 1 章：財産（権）に関する一般規定 (General Provisions Relating to Property)

第 1 章では、財産たり得るものとその種類が規定されている。cash, goods といった有体物の他に works も財産とされている (251 条)。

財産は可動性により動産と不動産に分けられ (252 条), 不動産は土地建物 (253 条 1 項 (a)) の他にこれらに接着した物 (同条項 (b)), 埋蔵された鉱物 (同条項 (c)), 地表ないし地下水 (同条項 (d)), 水上に浮かぶ永続的な構築物 (同条項 (e)), 立木ないし果樹及びその果実・花, 地表の作物 (同条項 (f)), 不動産に接着した動産 (同条項 (g)) が含まれる。

動産は現金や物 (254 条 1 項 (a)), 金・銀・宝石類 (同条項 (b)), その他可動性のある物 (同条項 (c)) の他, 債券・有価証券・小切手類 (同条項 (d)), 知的財産 (同条項 (e)), 担保権 (同条項 (f)), 営業権やフランチャイズ (同条項 (g)) が挙げられた上, その他不動産以外の物 (同条項 (h)) とされる。

財産は, その所有形態によっても分類される。単独所有財産, 家族共同財産, 共有財産, コミュニティ財産, 公共財産, 政府財産, 信託財産である (255 条)。

単独所有財産は, たとえばその知識・技術や努力によって得られた物 (256 条 1 項 (a)) といった形で取得経緯が列挙されている。特に女性が婚姻前に得た財産 (同条項 (g)) や夫等から同意の上で得た財産 (同条項 (h)) が明記されているのは, 婚姻した女性の財産が取り上げられることを防ぎその権利を保護する趣旨であろう。

家族共同財産は相続財産や共同相続人の取得した個人財産以外の財産等で構成される (257 条)¹⁵。

共有財産は家族共同財産以外の, 複数人が共同して所有する財産である (258 条)。境界にある樹木や植物, 他の物も共有とみなされる (259 条)。共有財産の維持管理 (260 条), 同意のない変更の禁止 (261 条), 共有物保護のための各共有者による法的措置 (262 条), 共有物の分割 (263 条) の規定があるのは我が国と同じである。

コミュニティ財産, 公共財産, 政府財産, 信託財産の詳細はそれぞれ第 5 章, 第 6

¹⁵ Partition の章参照。

章に規定されている（264条）。

この章に関する権利行使期間は行為から6ヶ月である（265条）。

(2) 第2章：所有権及び占有権（Provisions Relating to Ownership and Possession）

新設された章である。

所有権の取得（266条）と、その権限（使用，処分権限等。267条）とともに，占有権の取得（268～270条）と，その権限（占有権限，利用権限。271条），占有権の喪失（272条）といった基本的な条文が整理された。ここに *Adverse possessory right*（反対占有権）制度が定められている。これは他人の所有する動産を3年，不動産なら30年間占有することで取得できる占有権である（273条）¹⁶。政府財産や公共財産，コミュニティ財産は対象とならず，所有者に秘匿されたままの占有や強制的な占有の場合も成立しない。

なお，強取ないし悪意による占有取得をした場合は利益の返還や賠償をしなければならない（274条）。

権利行使期間は行為を知ってから3ヶ月である（275条）。

(3) 第3章：財産の使用（Provisions Relating to Use of Property）

所有権・占有権の効力を規定した前章に続き，この章では財産を使用するにあたっての他者との調整が規定されている。

他者の財産権侵害を禁止する一般的規定に始まり（276，277条），相隣関係の規定として278，279条，建物の窓の設置に関する280条，屋上からの流水の制限（281条），タンクの設置の関する制約（282条），井戸を掘る際の隣地との距離（1m以上。283条），植物による隣地の侵害に関する規定（284条），賠償に関する規定（285条）がある。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（286条）。

(4) 第4章：土地の耕作，使用及び登記（Provisions Relating to Cultivation, Possession and Registration of Land）

新設された条文はないが，いずれも旧法が改正されている。

原則として他者の土地を耕作に用いてはならないが（287条），水路として利用する場合の規律が設けてある（288～295条）。

その他，他人の土地の登記の禁止（296条），登記事項の変更（297条）の規定がある。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（298条）。

(5) 第5章：政府財産，公共財産及びコミュニティ財産（Provisions Relating to Government, Public and Community Property）

私有財産とは毛色の異なる特殊な財産に関する章である。

政府財産（299条）は，政府の所有ないし管理下にある，政府の不動産（同条（a）），

¹⁶ 期間経過により占有権，ひいては所有権を取得できる，いわゆる取得時効の制度である。

道路や線路（同条（b））、森林や樹木等（同条（c））、河川や湖沼等とその岸（同条（d））、運河な水路、未開墾地等（同条（e））、鉱山や鉱物（同条（f））、ヒマラヤ、山脈、岩や砂地等（同条（g））、その他公共財産、コミュニティ財産、信託財産、個人財産に含まれない物（同条（h））とされる。

公共財産（300条）は、公共の目的のための、不動産や下水施設や古くから利用に供されている道路（同条（a））、井戸や水路、海岸や池とその岸（同条（b））、家畜のための土地や墓地等（同条（c））、公共の休息所、宗教関係の施設（同条（d））、祭や市場等に使用される土地（同条（e））、公共の目的のために供された個人財産（同条（f））、その他公共財産として官報に記載された財産（同条（g））である。

コミュニティ財産（301条）は、コミュニティの利用に供されている不動産及びその他の財産である。

これらの財産はもちろん個人が自由に利用・処分できる性質のものではない。登録、管理、個人による取得・占有・耕作・建築の制限、処分（302～309条）が規定されている。

これらの財産の登録について争いある場合の規定が新設された（310, 311条）。また *government attorney* は、政府ないし公共財産に不利な影響を及ぼすあらゆる決定に対して法的措置を採ることができる（312条）。

権利行使期間は、305～307条の場合はいつでも、その他の場合は行為の時から6ヶ月である（313条）。

(6) 第6章：信託（Provisions Relating to Trusts）

信託の章の条文数（全38条）は新民法の全ての章の中で一番多いが、ほとんどは旧法の改正である。

信託は、ある者が権限（所有権、占有権）を有する財産につき、受益者の利益のために他者に管理・運用を任せる制度である（314条）。公的ないし私的な信託があり（315条）、申請書の作成が要件となる（316条）他、信託文書への記載事項（317条）、登記（318, 319条）の定めがある。

信託が行われた際は3ヶ月以内にその財産を受託者に移転しなければならず（320条）、さもなくば登記は効力を失う（321条）。

受託者については、その権限と義務（322, 323, 331～337, 341, 342条）、受託者の指名（324条）、欠格（325条）、人数（326条）、法人が受託者になること（327条）、受託者不在の場合の処理（328, 330条）、受託者の相続人による受継（329条）、特別な状況での受託者の行為（331条）、信託に対する違反（338条）、証書の保存（339条）の定めがある。また受託者は信託財産のために費消した財産の償還を請求できる（340条）。

その他、信託財産の移転指示（343条）、受益者の受益放棄（346条）、信託財産の名義（345条）、信託の目的変更（346条）、信託財産が受託者の課税対象財産とならないこと（347条）、信託の無効の結果（348条）、登記官の決定に異議

のある場合の高裁への提訴（349条）、他の信託との関係（350条）に関する規定がある。

権利行使期間は、場合に応じて定められている（351条）。

(7) 第7章：用益権（Provisions Relating to Usufruct）

用益権（usufruct）は、新民法で新たに導入された。

ある者が権限を有する財産につき、無償で他者にその財産から収益、便益等を享受する権限を与えるものである（352条、ただし財産に一部例外あり。356条）¹⁷。

契約によって成立し、不動産の場合は証書の作成が求められる（353、354条）。用益権者は、その財産があたかも自身に属するかのようになり、収益、便益等を享受できる（355条1項、共有や *Partition* の場合につき同条2項3項）。当該財産や享受する利益の保護のための提訴権限もある（同条4項）。賃貸借に供することも担保に入れることもできる（358条）。

用益権者は、所有者の事前の同意なく、その財産の本質を変更したり破壊したりできない（357条）し、自己の物に対すると同一の注意をもって管理しなければならず（359条）、その財産を毀損してはならない（360条）。当該財産にかかる税金も負担する（361条）。

用益権者は、何人かが当該財産を侵害したり何らかの権利を主張した際には、その時から15日以内に所有者に通知しなければならない（362条）。用益権の存続期間は原則としてその合意内容によるが（363条1項）、期限の定めがない場合、用益権者が自然人であればその死亡もしくは用益権が効力を有してから49年の経過のうちどちらかが早く到来した時点（363条2項(a)）、用益権者が法人の場合はその解散もしくは用益権が効力を有してから29年の経過のうちどちらかが早く到来した時点（363条2項(b)）までとなる。ただし、用益権者が当該財産を傷つけたり、目的と異なる利用をしている場合、契約は取り消しうる（364条）。

用益権者に当該財産を利用する意思がなくなれば、少なくとも45日前に予告した上でいつでも所有者にこれを返還できる（365条）。用益権は、363条の期限が訪れた場合（366条1項(a)）、同条項により用益権の合意が取り消された場合（366条1項(b)）、同条項により当該財産が返還された場合（366条1項(c)）、合理的な理由なく用益権の効力発生から6ヶ月間利益が得られなかった場合（同条項(d)）、特定の目的のために用益権を得てその目的を達した場合（同条項(e)）、用益権の目的である財産が適法に用益権者に移転した場合（同条項(f)）、用益権の目的である財産が滅失した場合（同条項(g)）に消滅する。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（367条）。

(8) 第8章：役権（Provisions Relating to Servitudes）

役権（servitude）も、新民法で新たに導入された制度である。

¹⁷ コンセプトとしては日本でいう使用貸借に近いように思われる。

不動産所有者が、他者の所有する不動産またはその一部を利用するという制度であり、契約のみならず、その不動産が存在する場所の性質、古くからの慣習によって発生する（368、369条）¹⁸。

通路や家畜用牧草地、水路、墓地、寺院、病院等（これらの例につき371条）、現に社会的にある土地利用関係について法整備がされたものと思われる。

また、法定の役権についてかなり細かい規定が設けられている。災害時の隣家や通路の利用権（372、373条）について定められており、関連して通路や出口のない不動産の売買が制限されている（374条）。水利や電気や電話の利用に不可欠な場合も隣地について利用権があり（375条）、他にも自己の財産から4メートル以内の河川部分について（376条）役権が認められる。一方で、ダムや貯水池が作られたときは、関係する土地所有者は公的に使用できる通路・出入口を提供する必要がある（377条）。なお不動産所有者はその不動産から流れ出る雨水を管理しなければならない（378条）。また流水、河川、池の水の利用（379条）、農牧地への人と家畜の移動に必要な場合の通行権（380条）についても定めがある。こうした法定の役権の行使によって他者の財産に損害を与えた場合は賠償をしなければならない（381条）。

役権は特別の定めのない限り、当該不動産の所有権が移転したり分割されても、原則として存続する（370条1項2項）。

権利行使期間は行為を知ってから6ヶ月である（382条）。

(9) 第9章：建物賃貸借（Provisions Relating to House Rent）

建物賃貸借に関する規定は、一般的な賃貸借契約の章（契約法12章）と別建てで財産権のパートに設けられている。この章の規定はいずれも旧法の改正である。

権限のある者が、他者にその使用のため、一定の期間建物を貸すというのが建物賃貸借であるが（383条）、安全性の確保されていない建物を貸すことはできない（384条）。

存続期間は最長5年とされるが、合意により更新可能である（385条）。

建物賃貸借をするにあたって明確にしなければならない事項が列挙されている（386条）他、貸主は当該建物の瑕疵等を明示し（387条）、家財の一覧を準備しなければならない（388条）。

貸主は借主に法と合意に基づいて建物を使用させ（389条（a））、契約に別途定めがない限り借主の求めに応じて水道光熱、下水設備の提供をし（同条（b））、借主を危険や他の居住者による侵害から保護し（同条（c））、その他契約の定めを遵守しなければならない（同条（d））。別段の定めがなければ税金の支払は貸主の負担であるが（392条1項）、貸主が支払えなかったときは借主が支払い（同条2項）、その金額を支払うべき賃料から差し引くことができる（同条3項）。

¹⁸ 日本でいうところの地役権に相当するといえる。

借主は貸主に対し定められた期限内の賃料支払義務を負い（390条（a））、下水施設を維持管理し、建物を自己の所有物と同様に管理しなければならない（同条（b））、他の居住者に危害を及ぼすようなことをしてはならない（同条（c））他、契約の定めを遵守しなければならない（同条（d））。賃料支払は約定に従った方法でなされる必要がある（391条）。また業務目的での建物賃貸借の場合、借主は保険をかけることが求められる（393条）。別段の定めがなければ建物の修理・維持は借主の責任である（394条）が、これは日本の民法とは異なる特徴といえる。転貸は合意がある場合にのみ可能である（395条）。借主は同意なく建物の構造に変更を加えることができず（396、398条）、契約に反する使用をすることもできない（397条）。貸主は、事前に通知した上で建物を検査することができる（399条）。

借主は、賃主が義務の履行を怠った場合や、自らが賃貸借の目的を果たした後（少なくとも35日前の予告が必要）は、期限前であっても建物賃貸借の終了を主張できる（400条）。

一方で、貸主は、借主が義務の履行を怠った場合や、自身が建物を使用したい場合（少なくとも35日前の予告が必要）等は、借主に立ち退きを請求できる（401条）¹⁹。

期限到来に加え、上記の借主・貸主それぞれの側の終了事由、両者の合意があった場合、建物賃貸借は終了する（402条）。

その他、借主が明け渡す場合の家財の引渡し（403条）、借主が賃料不払のまま3ヶ月以上行方が知れない場合の貸主による公的機関への届出等の処理（404条）についての定めがある。

権利行使期間は行為の時から6ヶ月である（405条）。

(10) 第10章：寄付及び贈与（Provisions Relating to Gift and Donation）

いずれも旧法の改正である。

寄付は、宗教的、社会的、公的あるいはコミュニティの利益のための財産の譲渡であり（406条1項）、贈与は、何らかの報酬として、あるいは見返りに対する利益、家族の愛情による財産の譲渡とされる（同条2項）。寄付・贈与は、即時ないし一定期間経過後、または寄付者ないし贈与者の死亡により効果が発生するが（同条3項）、死因寄付・贈与は testament²⁰によるものとなる（同条4項）。

寄付は、特定の目的のために書面上の宣言または当該目的のために組織された公的機関で公にされて行う（407条）。

寄付・贈与の無効（408条）、取消事由（409条）が生じる場合が列举されている他、証書による贈与の変更・無効（410条）、受贈者が贈与者に対して犯罪を行った場合に受領できなくなる（411条）についての規定がある。

¹⁹ 本法は全体的に借主より貸主に強い権限を認めており、我が国の民法（及び借地借家法）とは異なる設計がされている。貸主が自らの使用のために簡易な方法で建物賃貸借契約を終了させられる401条は象徴的である。

²⁰ 遺言制度がないので、法的な意味での遺言書とは異なる種類の文書ということになる。

権利行使期間は場合に応じて定められている（4 1 2条）。

(11) 第1 1章：財産の移転及び取得（Provisions Relating to Transfer and Acquisition of Property）

この章の規定は、新設されたものと旧法が改正されたものが混在する。

財産に対する権限（所有権）を有する者（4 1 4条）が、その財産を売るか、寄付するか、贈与するか、その他の移転行為をしたとき財産権が移転し（4 1 3条）、別段の約束がなければ移転により権限は消滅する（4 1 6条）。個人所有財産の移転には何人の同意も不要である（4 1 7条）。代理人による移転行為も可能であり（4 2 5, 4 2 7条）、法人による不動産移転行為についても規定された（4 2 6条）。

また後見人や保佐人の章が整備されたことで、その財産譲渡・受領権限が明らかにされた（4 1 5, 4 2 8条）。ただし、後見人や保佐人は被後見人・被保佐人の財産を寄付・贈与できない（4 2 3条）。

共有物の譲渡は原則として全共有者の同意の下でされるが、持分譲渡についてはこの限りでない（4 1 8条）。家族共同財産はより制限されており、持分権者全員の書面での同意がなければ移転できない（4 1 9条）が、世帯主が必要に応じた処分ができるとの例外がある（4 2 0条）。

他人物の譲渡はできない（無効, 4 2 1条）とされており、また二重譲渡もできない（4 2 2条）²¹。

財産の移転行為の無効により損害を被った者は賠償請求ができる（4 2 4条）。

遺贈にも適用され得る規定が残っているが（4 2 9条）、遺言の章は削除されたため、死因贈与のケースのみに適用されることとなろう。

売主が不正確な説明をした等の場合を除き、買主は一旦購入した物の瑕疵や品質について責任追及ができない（4 3 0条）。

財産の交換の規定もここにある（4 3 1条）。

外国人への不動産の移転は制限され、原則として事前にネパール政府の許可が必要となる（4 3 2, 4 3 3条）。

権利行使期間は個別の定めがなければ原則として行為を知った時から6ヶ月である（4 3 4条）。

(12) 第1 2章：不動産抵当（Provisions Relating to Mortgage of Immovable Property）

不動産抵当については、旧法のままの規定と改正された規定がある。

占有を伴う抵当権（Bhogbandaki）と非占有抵当権（Drishtibandhaki）があり（4 3 5条2項）、証書が要求される（4 3 6条）。占有を伴う抵当権（Bhogbandaki）の場合は証書による効力発生後もしくは特定された日以降、非占有抵当権（Drishtibandhaki）の場合は債務者の債務不履行が発生して2年以内に、抵当権者が占有を取得することになる（4 3 7条）。占有権は抵当権者が占有を取得し利益の享受を開始した時に移

²¹ 静的安全を重視し他人物売買や二重譲渡を認めないのは我が国と異なる特徴である。なお後述のように二重抵当も設定できない。

転する（438条）。

Bhogbandaki と Drishtibandhaki の差異は占有の有無だけでない。前者は利息を得られず、後者は利息を請求できる（441条）。前者の存続期間は証書に別段の定めがなければ10年であり（442条）、後者は5年である（占有後は10年、443条）。

抵当権者は抵当不動産が自らの物であるかのように占有し、利益を享受できる（439条）が、同時に自らの所有物であると同様に財産の保護管理をしなければならない（440条）。

債務者は債務を弁済することでいつでも抵当不動産を取り戻すことができる（444条）。

第三者が債務者のために抵当権を設定することもできる（447条）。抵当不動産は原則として不可分である（448条）。抵当権者は抵当不動産に損害が生じた場合は賠償責任を負う（449条）。また、証書に記載された抵当不動産の占有開始後に当該不動産が不適切である等を申し立てることはできない（450条）。

抵当不動産自体の転抵当はできるし（445条）、果実等の転抵当もできるが（446条）、二重抵当はできず（452条）、政府の許可なく外国人を相手に抵当権を設定することはできない（451条）。

権利行使期間は個別の定めがなければ行為の時から1年である（453条）。

(13) 第13章：不動産の先買 (Provisions Relating to Pre-emption of Immovable Property)
旧法の改正がされている。

権利者（所有権と占有権を持つ者）が不動産を譲渡しようとする際に、一定の立場にある者に対してこの不動産を買い取る権利が認められる場合がある（454条）。

まず隣接する不動産を所有する相続人（455条）が、もし該当者がいないかその者が先買権を行使しないときは、その不動産の賃借人に先買権が認められる（456条）。

複数のオーナーがいる建物の先買（457条）、寄付・贈与との関係（458条）、先買の対象たり得ない場合（459条）が定められている他、先買の手続（460条）と記録（461条）について整理されている。

権利行使期間は個別の定めがなければ行為を知ってから35日以内、証書の登記後6ヶ月以内であるが、賃借人の場合は地主による先買の満期から35日以内である（462条）。

(14) 第14章：権原証書の登記 (Provisions Relating to Registration of Deeds)

いずれも旧法の改正条文である。

証書 (deed) は、管轄の事務所で登記される必要がある（463条）。

証書と登記が必要となるのは、不動産に関する権利の移転（464条1項 (a)）、抵当権の設定、testament²²による不動産の寄付・贈与（同条項 (c)）、不動産の交換（同

²² 遺言制度がないので、遺贈ではなく死因贈与ないし寄付である。死因贈与を遺言類似の用途で利用すること自体は伝統的にネパールでは珍しくない。

条項 (d), Partition とその放棄 (同条項 (e)), 世帯の分割 (同条項 (f)), 信託の設定 (同条項 (g)), 月額賃料 10,000 ルピー以上の建物賃貸借 (同条項 (h)), 不動産の用益権 (同条項 (i)), その他民法やその他の法律で要求される場合 (同条項 (j)) であるが, それ以外の場面でも当事者の意思でなされることは禁止されていない (465条)。

この章は性質上, 手続に関する条文が多く, 証書の登記先 (466, 467条), 登記にかかる費用に関する規定 (468~470条) が置かれている。

その他, 証書の登記に関連する処理 (471条), 複数の登記がなされた場合の処理 (先に登記された方が有効となる, 472条) が定められている。

権利行使期間は行為の時から6ヶ月であるが, 証書の登記がされた場合は証書受領から1年である (473条)。

(15) 第15章: 取引 (Provisions Relating to Transactions)

Transactions とあるが, いわゆる消費貸借である (474, 475条)。基本的な部分は旧法を引き継いでいる。

証書によらなければならない (476条), 氏名・住所・両親や祖父母・配偶者の名前や取引の理由やその詳細等について証書に明らかにしなければならない (477条)。利息を取るかどうかについても明記する必要がある (478, 479条) が, 複利は取れない (480条) し, 元本を上回る利息も取れない (481条)。返済 (返還) に際しての手順 (482条), また裁判所が関与した場合の利息計算 (483条) について規定されている。個人間での証書のやり取りによる場合は原則10年までとされ (484条), 無能力者やそれに準ずるものによってなされた消費貸借は認められない (485条)。その他, 家族の共同財産 (486条) や家族間の処理 (487条), 裁判所の処理 (488条), 個人間での証書で不可抗力の事情が生じた場合 (489条), 目的物の品質が不完全であった場合 (490条), 返還すべき物の品質 (491条) についても定められている。

権利行使期間は場面に依じて定められている (492条)。

6 Part-5: 契約とその責任 (Provisions Relating to Contracts and Other Liabilities)

契約法のパートは, Muluki Ain に加えて旧契約法を取り込みつつ改正されている。

債務に関する一般規定 (General Provisions Relating to Obligations), 契約の成立 (Provisions Relating to Formation of Contracts), 契約の有効性 (Validity of Contracts), 契約の履行 (Provisions Relating to Performance of Contracts), 契約違反及び救済 (Provisions Relating to Breach of Contracts and Remedies), 物品売買契約 (Provisions Relating to Contracts of Sales of Goods), 保証契約 (Provisions Relating to Contracts of Guarantee), 寄託契約 (Provisions Relating to Contracts of Bailment), 担保または預託契約 (Provisions Relating to Contracts of Pledge or Deposit), 代理に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Agency), 貨物運送に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Carriage)

of Goods), 賃貸借契約 (Provisions Relating to Contracts of Lease), 分割払い契約 (買取権付使用契約) (Provisions Relating to Hire-purchase Contracts), 賃金 (Provisions Relating to Wages), 間接的契約または準契約 (Provisions Relating to Indirect or Quasi-Contracts), 不当利得 (Provisions Relating to Unjust Enrichment), 不法行為 (Provisions Relating to Torts), 欠陥製品に対する責任 (Provisions Relating to Liability for Defective Products) の 18 章からなる。

(1) 第 1 章：債務 (General Provisions Relating to Obligations)

債務 (493 条) の発生根拠として、法律の規定 (494 条 1 項 (a) 2 項 (a)), 契約 (同条 1 項 (b) 2 項 (b)), 準契約 (同条 1 項 (c) 2 項 (c)), 不当利得 (同条 1 項 (d) 2 項 (d)), 義務を引き受ける単独行為 (同条 1 項 (e) 2 項 (e)), 不法行為 (同条 1 項 (f) 2 項 (f)), 準不法行為 (同条 1 項 (g) 2 項 (g)) が挙げられている。

債務が履行されるべきこと及び債務者が死亡した場合の承継 (495 条), 履行期内の履行が求められること (496 条), 債務者複数の場合に各債務者が義務を負うこと (497 条)²³, 債務の可分性 (498 条), 信義誠実に基づく履行 (499 条), 法に反する債務の履行が許されないこと (501 条), 不能な債務の履行義務がないこと (502 条) が規定されている。

債務不履行の場合には損害賠償義務が発生する。履行不能ないし履行遅滞の場合は実損害の賠償義務を負い (500 条 1 項), 詐欺または故意・過失に基づく行為による履行不能の場合も賠償義務を負う (同条 2 項)²⁴。

権利行使期間は原因となる行為の時から 2 年である (503 条)。

(2) 第 2 章：契約の成立 (Provisions Relating to Formation of Contracts)

法に基づき, 2 人以上の者が一定の作為ないし不作為を内容とする合意 (申込と承諾からなる。) をすることで契約が成立し, 当事者を拘束する (504 条)。契約で拘束される当事者の合意が明らかにされること (505 条 1 項 (a)), 当事者に契約締結能力ないし資格があること (同条項 (b)), 債務の発生に関する事項が明らかになっていること (同条項 (c)), 適法な債務であること (同条項 (d)) が求められる。当事者によって書面ないし口頭でなされるが, 特別な要求がある場合はその手続によらなければならない (同条 2 項, 3 項)。

未成年者や意思能力²⁵のない者は契約締結能力が認められないが, 意思能力があつたりなかったりする者は, 意思能力があるタイミングでのみ契約を締結できるとされる他, 後見人・保佐人の契約締結能力, 法人の契約締結能力についても規定されている (506 条)。契約当事者は契約内容を定めるにあたり自律性がなければならない (5

²³ 各債務者が対等に債務を負うとされており, 連帯債務の規定はない。

²⁴ 前者は故意・過失を要件としていないように読め, 後者は賠償範囲を実損害 (actual loss or damage) と制限していない。

²⁵ 条文上の表記は sound mind, unsound mind であるが, ここでは必ずしも厳密に我が国の講学上の意思能力・意思無能力と同義で使用しているわけではないことに留意されたい。

07条)。

申込は被申込者が知ることで成立し、承諾は承諾が申込者の下に届くか、申込者が承諾の事実を知ることで成立する(508条)。申込は撤回通知により撤回できるが、この撤回通知が被申込者に届く前に承諾されてしまうと撤回は効力を生じない(509条1項)。同様に承諾も撤回通知により撤回できるが、承諾到達後は効力を生じない(同条2項)。一旦申込を拒絶しても、その到達前であれば改めて承諾できる(同条3項)。①申込とその撤回、②承諾とその撤回、③拒絶と再承諾がそれぞれ同時に相手方に到達した場合、契約は成立しない(同条4項)。承諾者が申込に条件を付しまたは変更を加えて承諾した場合は新たな申込とみなされる(同条5項)。その他、申込者が定めた承諾期限内に、期限の定めがなければ合理的期間内に承諾を受領できなかった場合(510条(a),(b))、申込者が承諾受領前に死亡ないし精神異常となった場合(同条(c))、承諾者が承諾後かつ申込者の承諾受領前に死亡ないし精神異常となった場合(同条(e))、申込に承諾者がなすべき条件を付したがその条件が満たされることなく承諾がされた場合(同条(g))は、申込が撤回されたものとみなされる。

契約は当事者間の一般的な意思に基づき解釈されなければならない(515条1項)が、そのような解釈基準がなければ、当該契約を巡る状況について当事者と同様の慎重さを持つ一般人の合理的な思考に基づき解釈される(同条2項)。当事者の一方の主張ないし行為で、他方当事者が知りまたは知るとみなされる事項については、双方の意思に基づくとして解釈される(同条3項)。契約は契約全体の趣旨ないし文脈に照らして解釈され(同条4項)、分断した形での解釈されるべきでない(同条5項)。

その他、懸賞広告による申込(511条)、契約の成立場所(512条)、条件付き契約(513条)に関する規定がある。

この章及び第3章、第4章、第5章の規定は民法及び関連する法律に基づく契約一般に適用される(514条)。

権利行使期間は原因となる行為の時から2年である(516条)。

(3) 第3章：契約の有効性 (Validity of Contracts)

契約の無効事由(517条)、取消事由(518条)が細かく列挙されている。

無効事由として、法により有効性が認められない場合(517条1項)の他、就業禁止・取引禁止等の契約(同条2項(a))、法で禁じられた者以外との婚姻を禁止する契約(同条項(b))、公的に認められた利益享受を制限する契約(同条項(c))、裁判所で認められた法的権利を制限する契約(同条項(d))、法に反するか法で禁止された事項に関する契約(同条項(e))、不道德な目的ないし公序良俗に反する契約(同条項(f))、実現不可能な契約(同条項(g),(h))、不明確な契約(同条項(i))、能力のない者によって締結された契約(同条項(j))、違法な目的の契約(同条項(k))、契約締結当時、契約の本質的な部分に両当事者の誤りがあった場合(同条項(l))²⁶が

²⁶ いわゆる共通錯誤。

挙げられている。

取消事由として、強迫（518条2項(a)）、不当な影響下にあった場合（同条項(b)）、詐欺（同条項(c)）、不正確な表示に基づく場合（同条項(d)）が挙げられている。

また法で要求される形式や手続を経ない場合、契約の効力が否定されることがある（519条）。

権利行使期間は契約の無効の場合や取消の場合に応じて定められている（520条）。

(4) 第4章：契約の履行（Provisions Relating to Performance of Contracts）

契約当事者はその債務を履行する責任を負う（521条）。

同時履行の約定があれば、相手方の債務の履行時まで他方も履行する必要がない（522条1項）。先履行の合意があればこれに従うが、なければ契約の性質に応じて履行の順序が定まる（同条2項）。同時履行の約定がある場合ないし債務の履行が他方の履行に依存する場合に相手方の履行がなかったことで被った損害があれば賠償を請求できる（同条3項）。同時履行の約定がある場合に一方が他方の履行を妨害した場合、妨害された当事者は契約を解除した上、損害賠償請求ができる（同条4項）。

契約に履行期と履行態様の合意があればこれを遵守しなければならない（523条1項）が、契約上特定されていない場合でも債務が特定の時期・態様において履行されるべきものであれば、これに従う（同条2項）。いずれの場合でもなければ、合理的な時期に合理的な態様で履行されるべきとされる（同条3項）。

履行場所は契約に特定されていればその場所（524条1項）、特定がない場合で当事者の一方の債務が引渡債務である場合、引渡場所はそれらの物が存在した場所とされる（同条2項）。履行場所の特定がなくとも、慣習・用法・契約の性質に照らして特定の場所で履行されるべき場合はその場所が履行場所となる（同条3項）。以上のいずれでもない場合は、履行当事者が相手方に合理的な履行場所を特定するよう通知し、通知を受けた者が履行場所を定める（同条4項）。

契約が特定の履行期を定めていたにもかかわらずその期限内の履行がない場合は履行遅滞となる（525条1項）が、履行期徒過後であっても履行可能であれば合理的な期間を与えて履行を請求できる（同条2項）他、損害賠償請求もできる（同条3項）が、それでも履行がされなかった場合、通知側当事者は契約を解除できる（同条4項）。

契約に拘束されるのは基本的に当事者同士のみであるが、代理人による履行も可能であり（529条）、また契約上、利益を得る第三者がいれば、この者も履行の請求ができる（530条）。

契約当事者は、相手方の契約履行に必要な協力をしなければならず、これがないことで不履行に陥った場合は責任が発生しない（532条）。

合意により契約内容の変更ないし履行期の延長をすることは可能である（533条）。契約締結時からの基本的な状況の変化があったときは、履行が不要となることがある（531条）。また履行の時期が契約の性質上必須のものとみなされる場合（526条）、契約の履行が不要とされる状況（527条）、債務の相続（528条）につ

いて規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（534条）。

(5) 第5章：契約違反及び救済(Provisions Relating to Breach of Contracts and Remedies)

債務不履行の場合²⁷の解除と賠償責任に関する章である。

契約当事者が債務を履行しなかった場合及び相手方に債務の履行をしない旨の通知をした場合、履行が不能な場合は、契約違反となり、他方当事者は契約を解除できる（535条）。当事者の一方が数人ある場合は、契約の解約はその全員からまたはその全員に対してのみすることができる（解除権の不可分性、536条）。

契約違反のため損害を被った当事者はその賠償を請求できるが、賠償の範囲は、実際の損害または契約時に当事者が予見できた損害とされ（537条1項）、契約に予定額の定めがあればその金額を（同条2項）、なければ、直接かつ現実の損害に関する合理的な金額とされる（同条3項）。

契約が解除されると契約は効力を失い、既に受け取ったものがあれば返還しなければならず（538条1項）、受け取ったものがサービスや利益であれば合理的な金員の返還をしなければならない（同条2項）。返還請求のために法的措置をとる必要が生じた場合はそのための合理的な費用も返還対象となる（同条3項）。また債務不履行を理由に契約が解除された場合であっても、解除者は既になされた履行の割合に従った金員の返還を請求できる（539条）。損害賠償は金銭（的評価）によってなされるのが原則だが（542条）、金銭賠償が適当でない場合は、代わりに特定の行為を請求することもできる（540条）。

契約の性質に反する行為をする当事者のために履行ができない場合は裁判所に訴えることができる（541条）。

日本の民法上は債務不履行の場合の責任追及に債務者の帰責事由が要件とされるが、ネパール民法上は明確にされていない。故意・過失は賠償額を定めるにあたって裁判所が考慮に入れるとされているのみである（543条）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（544条）。

(6) 第6章：物品売買契約（Provisions Relating to Contracts of Sales of Goods）

前章までは契約一般に通底する規定がまとめられていたが、第6章～第15章は契約類型ないし態様に応じた各論である。

この章は動産売買（545条）に関する章であり、旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

特定の物品を売買する際に既に目的物が破損しておりそのことを売主も知らなかった場合、契約は無効となる（546条）²⁸。物品の価格は契約上または取引の中で当事者同士の合意で決定するが（547条1項）、重さや寸法を根拠にする場合は契約に別段の定めがない限り正味重量・寸法に従い（同条2項）、以上いずれでも決まらな

²⁷ 履行遅滞は前章（第4章）にまとめられているのでここには含まれない。

²⁸ 契約の一般的無効（517条）の特則。

い場合は関連する状況を考慮にいれて合理的な金額とする（同条3項）。

その他、支払の時期や方法（548条）、物品の記載（549条）、売却される物品に関する権原（550条）、物品が十分な品質を持つものであること（551条）、品質が異なる場合の受領または拒絶権限（552、560条）、サンプルによる売買契約（553条）、物品の所有権移転（554条）、危険負担（555条）、買主による物品確認の権利（556条）、買主が物品を受領したと認められる場合（557条）、引渡し時期（558条）、引渡された物品に関する文書（559条）、賠償に関する特則（561条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（562条）。

(7) 第7章：保証契約（Provisions Relating to Contracts of Guarantee）

保証契約に関する章であり、旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

保証契約は、第三者が、主債務者が借入金を支払わないときにこれを履行することを約するものだが、書面で締結する必要がある（563条）。

契約に別段の定めがない限り、保証人の義務は主債務者の債務不履行により発生し（564条1項（a））、その義務の内容は主債務者と同じである（同条項（b））。565条に（契約に別段の定めがない場合）保証人が義務から免除される場合が列挙されている²⁹。

保証債務の履行により主債務は消滅し（566条1項）、保証人が債権者に代位することになる（567条）。

その他、保証契約が無効になる場合（568条）、共同保証人の義務の平等（569条）、継続的保証（570条）、損害の填補に関する契約（571条）、代位に関する規定（572条）、代位者の権利（573条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（574条）。

(8) 第8章：寄託契約（Provisions Relating to Contracts of Bailment）

旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

寄託者が受託者に対し、物品を、返還するかまたは第三者に渡すか寄託者の指示に基づいて売却することを約して引き渡すのが寄託契約（575条）である。目的物の引渡しが必要となる（576条）。

寄託者は受託者に寄託物の瑕疵について通知しなければならない（577条）、受託者は契約の条件に基づき管理保管しなければならない、条件の定めがなければ自身の物と同様に合理的な方法で管理保管する必要がある（578条1項）。寄託物は、特定された時期が経過するか目的を達した後に返還される（579条1項）。

その他、他人物寄託者の責任（580条）、修理または管理のための物品の返還（581条）、寄託物のための費用（582条）、寄託契約の無効（583条）について定められている。

²⁹ 保証債務の消滅原因として主債務が消滅するいくつかの場合が挙げられており、付従性の原則が見て取れる。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（584条）。

(9) 第9章：担保または預託契約 (Provisions Relating to Contracts of Pledge or Deposit)

旧法（契約法）を受け継いでいる部分が多い。

債務の担保のために物品を引渡す場合である（585条）。

担保という性質上、契約に別段の定めがなければ目的物は債務が履行されたら返還しなければならない（586条）が、債務が履行されなかった場合、債権者は目的物を売却または競売にかけることができる（587条）。

その他、非所有者による担保または預託の効果（588条）、債権者平等（589条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（590条）。

(10) 第10章：代理に関する契約 (Provisions Relating to Contracts of Agency)

任意代理に関する規律であり（591条）、主に旧法（契約法）の改正である。

代理人は性質上本人でなければできない行為を除きあらゆる行為を代理でき（592条1項）、その行為の効果は本人に帰属する（同条2項）。復代理も可能である（593条）が、代理人が辞任するか解任された場合はこれに伴い地位を失う（600条）。

代理人が従うべき事項（594条）、代理人個人が責任を負う場合（595条）について列挙されている他、下記の通り権限踰越ないし表見代理規定について整理された。

代理人の権限踰越の場合、本人は責任を負わないが（592条2項但書）、越権部分とそうでない部分の区別がつく限りは、権限内の行為につき責任を負う（同条3項）。また、本人が何人かに代理権を付与したことを第三者に表示し、そう信頼させた場合、当該第三者が代理権のないことを知りまたは知りうべき状況にない限り、本人は当該表見代理人の行った行為の責任を負う（596条1項）。この時、第三者が表見代理人の権限踰越行為についても代理権があると信じる合理的な理由があれば、本人はこれについても責任を負う（同条2項）。

代理契約が効力を失う場合として、代理人が自発的に辞任し本人に通知した場合（597条1項(a)）、本人が代理権または代理契約を撤回するか契約の履行不能を通知した場合（同条項(b)）、代理人が特定の業務のために任命されたが、この業務が完了した場合（同条項(c)）、代理人が特定の期間を定めて任命されたが、この期間が満了した場合（同条項(d)）、本人または代理人が死亡または意思無能力に陥った場合（同条項(e)）、本人に破産宣告があつた場合（同条項(f)）、代理人の任命に至った事情が存在しなくなった場合（同条項(g)）、代理人が法人により任命されたが、当該法人が解散した場合（同条項(h)）が挙げられている。本人は、代理人が権限行使をする前であればいつでも代理権授与を撤回できるが、直ちにその旨を通知しなければならない。もっとも、既に一部の権限が行使されていた場合は影響を受けない（同条2項）。代理人が一定の利害関係を有する場合は例外である（同条3項）。一方で、契約に別段の定めがなければ、特定の期間ないし行為のために指名された代理人は、合理的かつ十分な理由なく代理人を解任できない（598条1項）し、期間ないし行

為が特定されていなければ、事前に適当な理由を通知しなければ解任できない（同条2項）。これらの条項に反する形で解任がなされたら本人は代理人に対して合理的な金額を賠償しなければならない（同条3項）。逆に、契約に特段の定めがない限り、特定の期間ないし行為のために選任された代理人は、この期間の経過ないし行為の完成前には合理的な理由なく辞任できない（599条1項）し、そのような期間や行為の定めがなければ事前に本人に対し理由を付した通知をしなければ辞任できない（同条2項）。また、上記辞任があった場合、本人は合理的な賠償の支払を請求できる（同条3項）³⁰。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（601条）。

(11) 第11章：貨物運送に関する契約（Provisions Relating to Contracts of Carriage of Goods）

旧法を受け継いでいる部分が多い。

物品をある場所から別の場所へ運送する契約である（602条）。

運送者は受け取った物品を特定の目的地に定められた期限内または合理的な期限内に運送する義務を負い（603条1項3項）、この物品が滅失・毀損したり目的地に届けられなかったような場合、その責任を負う（同条2項、604条2項）。

その他、所有者の同意なく物品を売却する権限（605条）、運送者の責任の制限（606条）、賠償責任（607条）、運送者の責任の消滅（608条）につき定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（609条）。

(12) 第12章：賃貸借契約（Provisions Relating to Contracts of Lease）

Part-4：財産法の第9章に建物賃貸借契約の章が設けられているが、ここでは一般的な賃貸借契約について規定されている。前者が旧法の改正であつたのと対照的に、この一般的な賃貸借契約の章は新民法で新設されたものであり、前者がこの章に対する特則という関係にある（622条）³¹。

賃貸借契約（610条1項）が締結されると、契約に別段の定めがない限り、貸主は目的物を引渡し（同条2項(a)）、目的物の状態を維持し（同条項(b)）、目的物を妨害なく平穩に使用収益させなければならない（同条項(c)）。使用により壊れる可能性のある物や消耗品は対象に適さない（同条3項）。

借主は、貸主の同意なく賃貸借目的物の形状を変更することができないが、修理・維持管理・改良することは妨げられない（611条）。また信義誠実に基づいて自己の物と同じように注意を払い、契約の目的に沿って目的物を使用しなければならない（612条）。契約に別段の定めがない限り、目的物の修理や維持は貸主の義務であるが（613条1項）、

³⁰ 598条1項2項と599条1項2項は、所定の場合に「解任（辞任）できない」と規定しつつ、「1項2項の規定に反して解任（辞任）した場合」の賠償責任を定めている。解任（辞任）の効力はなくとも損害が生じた場合に3項の責任が発生すると読むのが自然に思えるが、文言上はやや不明瞭である。

³¹ 建物賃貸借契約が財産権の章に、その他の賃貸借契約が契約法の章に置かれているが、法的整理としては少し理解が難しい。別建てとされたのは、旧法からの引継ぎか新設かという専ら単なる経緯の問題のようである。将来的には整理してまとめられるかも知れない。

使用収益のために直ちに必要となる場合は借主が修理・維持・改良をすることができ（同条2項）、要した費用は貸主が償還することになる（同条3項）。

借主は、目的物を損傷しないようにその性質に応じ十分に安全な措置をとって占有・使用しなければならず（615条1項）、もし不注意により目的物に損傷を与えた場合は責任を負う（同条2項）が、不可抗力の場合はこの限りでなく、貸主が修理しなにか不可能な場合は賃料を減額しなければならない（同条3項）。借主は契約の条項に基づく賃料を支払わなければならない（616条1項）。また目的物の使用に支障が生じた場合の賃貸人への通知義務がある（614条1項）。なお、当該支障が解消されない場合に賃料減額がされることがある（同条3項）。

賃貸借契約の存続期間は目的物別に細かく定められている（617条）。また貸主の事前の同意の下で転貸借も可能である（618条）。契約終了後は目的物を返還しなければならない（619条）。

貸主が賃貸借契約を解除できる場合として、貸主側の許可なく借主が賃料の支払いをしないまま支払日を90日間経過したとき（621条1項(a)）、借主の612条違反の場合（621条1項(b)）、借主の614条の通知義務違反の場合（同条項(c)）、借主の615条2項の修理義務違反の場合（621条1項(d)）、借主が無断転貸をした場合（同条項(e)）が、逆に借主が解除できる場合として、目的物の占有ないし目的に従った使用収益ができない場合（同条2項(a)）、貸主が613条3項の修理費用の支払をしない場合（621条2項(b)）、貸主が614条3項ないし615条4項の賃料減額に同意しない場合（621条2項(c)）が挙げられている。

その他、不動産賃貸借に関する特則（620条）が定められている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（623条）。

(13) 第13章：分割払い契約（買取権付使用契約）³²(Provisions Relating to Hire-purchase Contracts)

新設された章である。

物品（動産）の所有者が、定期的な賃料（rent amount）支払いを条件として借主（hirer）に目的物を占有・使用させ（624条1項(a)）、借主が目的物を購入する権利を有し（同条項(b)）、分割の最終支払時に目的物の所有権が借主に移転し（同条項(c)、628条）、借主は所有権移転前にいつでも契約を解除できる（624条1項(d)）、という条件の下で締結される契約である。書面で締結される必要があり（同条2項）、目的物は動産に限られる（同条3項）。

分割払い契約（買取権付使用契約）で特定されるべき事項（625条）、1つ以上の契約が1つの契約とされる場合（626条）の定めがある。

³² hire-purchase の名称と、英訳条文の文言（hirer や rent amount）、そして所有権移転が最終支払時であることに鑑みると、買取権付使用契約（賃借人に目的物を買取ることのできる選択権が付与された賃貸借契約）と捉えることが適当に思われるが、実態としては分割払いとして利用される可能性も考えられるため、念のため両方の和訳を付す。

分割払い契約（買取権付使用契約）の効果として、借主は排他的に目的物を占有・使用できる権限を有し（627条1項(a)）、引渡しにより他者からの目的物に関する主張・請求を受け付けず（同条項(b)）、また同様のサンプルとの比較をする合理的な機会が保証される（同条項(c)）。一方、所有者は目的物の占有を移転した後でもこれを売却する権限を有する（同条項(d)）。

目的物の所有権が移転するまでは寄託(bailment)同様の関係とされ(629条1項)、借主は契約に別段の定めがない限り目的物が自己の物であると同様に合理的な管理をしなければならず（同条2項）、過失により紛失や損傷があれば責任が発生する（同条3項）。

借主は契約に基づいて分割金の支払をしなければならないが（630条）、契約期間中、所有者に対して15日以上前に書面による通知をした上で、分割払金の残余を支払って契約を終了させることができる（631条）。

借主は、契約に別段の定めのない限り、分割金の最後の支払前であれば、所有者に対して15日以上前に書面による通知をすることで契約を解除することができるが（632条1項）、契約解除に先立って目的物の返還及び必要な支払義務がある場合は支払しなければならない（同条2項）。ただし、既に契約金額の半分以上を支払をしていた場合はそれ以上の支払を要せず、一方で既払額が全体の半分に満たない時は半分に満つるまでの支払が必要となる（同条3項）。

借主は、所有者の同意を得て、分割払い契約（買取権付使用契約）に基づく権利・利益や義務を他者に移転することもできる（633条1項）。借主がこれらの権利・利益ないし義務の移転を求めた場合、所有者は15日以内に同意又は拒否の意思を表示しなければならないが、この期間を過ぎても同意がされなかった時は拒否されたものとみなされる（同条2項）。所有者の拒否に対して借主が50日以内に訴えを提起し、裁判所が拒否を合理的でないとは判断すれば、所有者による同意を得たものとみなされる（同条3項）。

契約内容に反する目的物の使用があった場合は借主に責任が発生する（634条）。所有者が目的物の状態について情報を求めた時は、借主は15日以内に所有者に知らせなければならない（635条）。

所有者が契約を解除できる場合（636条）として、分割払いを2回以上怠った場合（同条1項、2項）や借主がその他の義務（629条、635条）を果たさなかった場合（同条3項）等が挙げられている。

その他、目的物喪失の場合の借主の権利（637条）、借主が破産した場合の目的物（638条）について規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（639条）。

(14) 第14章：賃金 (Provisions Relating to Wages)

旧法の改正条文と新設された条文がある³³。

14歳以上の者はその同意の下で雇用されることができる(640条1項)。危険業務は16歳以上である(同条項但書)。

使用者は、労働者が自発的に無償労働に同意しない限り、労働に比例した賃金支払義務を負う(641条1項)。使用者は雇用にあたり、仕事の性質に応じて考えられる危険性に対して十分な安全措置を講じなければならない(642条)。

8時間を超えて労働させることは原則として禁止されるが(643条1項)、労働者の同意を得て時間ごとの追加賃金の支払いをすることで例外が認められる(同条2項)。ただし時間外労働の例外は家事手伝いには適用されない(同条3項)。

家事手伝いについては新設された特則があり(644条)、給与は月給ないし年給として定めること(同条1項(a))、使用者はその能力に応じた3食と適当な衣服(同条項(b))、使用可能な居住環境やトイレ、風呂(同条項(c))を、18歳に満たない家事手伝いについては学習の機会(同条項(d))を、また家事手伝い労働者が病気に罹った際には適切な措置(同条項(e))を与えなければならない。病気や年齢、能力や状況によって適切でない者を家事手伝いとして雇うことはできない(同条項(f))。家事手伝い労働者が亡くなった時、使用者は葬儀費用を負担しなければならない(同条項(g))。家事手伝い労働者に対して非人道的あるいはこれを貶めるような扱いやドメスティックバイオレンスを働いてはならない(同条項(h))。使用者が家事手伝い労働者の生活や学習環境に支出した費用(同条項(b)、(c)、(d))を給与から差し引くことはできない(同条2項)。また家事手伝い労働者を雇用した時は届け出も必要となる(同条3項)³⁴。

合理的な理由なく労働を途中放棄してはならず(645条1項)、かかる場合には放棄者に責任が発生する(同条2項)。使用者は労働者に賃金を支払わなければならないが、支払前に労働者が死亡した時は相続人に支払う(646条)。

権利行使期間は、644条(家事手伝い労働者)の場合は原因となる行為があつてから3ヶ月、その他の場合は35日である(647条)。

(15) 第15章：間接的契約または準契約 (Provisions Relating to Indirect or Quasi-Contracts)

新設された章である。

第2章「契約の成立」に対する特則的な位置付けとして、自発的な一方的行為により法律関係が生じる場合(つまり合意を経ないもの)を「間接的契約または準契約」として規定したものである(648条)。

他者の業務や財産を自発的に管理した場合、この業務や財産が存在する限り、その他者に引き継がない限りはこれを放棄してはならないという、いわゆる事務管理が規

³³ 我が国同様、労働法は別途存在する。こちらも近年改正された。

³⁴ 家事手伝い労働者に関する特則を新たに設け手厚く保護しているのは、性質上、通常の労使関係よりも違法・不当な行為が横行しやすいからであろう。

定されている（649条）³⁵。

他者の物を管理する場合は自己の物と同様の誠実さを持ってしなければならず（650条1項）、悪意（*malafide intention*）または過失により損害を与えた場合は賠償責任が発生する（同条2項）。

権限をもって復代理をした場合にも責任は免れない（651条）。

災害時に他者の財産を保護した者による所有者に対する合理的な費用償還請求権（652条）、自己の費用をもって義務を果たしたことで他者が利益を得た場合の費用償還請求権（653条）、養育義務者に代わって養育した者の費用償還請求権（654条）、故人の葬儀を執り行った者による相続人に対する費用償還請求権（655条）、精神障害者等の生活費などの負担をした者による費用償還請求権（656条）、治療費を負担した者による関係者への費用償還請求権（657条）、公的に求められる安全や財産保護の定めを遵守しなかった者への費用償還権（658条）、契約により他者の法律上の支払義務を負担した者への費用償還請求権（659条）、物品やサービスの提供に対する代価または報酬の支払（660条）、物品またはサービスの代価の返還（661条）、管理下にある財産が寄託されたものとして管理されること（662条）について規定されている。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（663条）。

(16) 第16章：不当利得（Provisions Relating to Unjust Enrichment）

不当利得に関する章も新設された。

法律行為や義務の履行といった原因によらず他者から得た利益は不当利得とみなされ（664条1項）、財産の増加または義務の減少（同条2項（a））、他者からのサービスの受領ないし他者に行為をさせること（同条項（b））、受益者のための他者の財産の使用（同条項（c））を伴う場合が挙げられている。もつとも同条3項ではより広範に、およそ法律や契約によらず（同条項（a））、また相手方が自由意思で対価を求めなかった場合（同条項（b））を除き、受領した物やサービス、利益は不当利得とみなされると規定されている。不当利得後に損失や損害が発生しても不当利得そのものの判断に影響を与えない（同条4項）。受益者はこの章の規定に従って返還義務を負う（同条5項）。

受領権限がない物を誤って受領した場合は返還しなければならない（665条）³⁶。

義務がないにもかかわらず誤って債務の支払がなされた場合、受領した者はその金額を返還しなければならない（666条）。

権限のない者が悪意（*malafide intention*）で物や金員を受領した場合、受領した物または金員とともに、法律に従って、受領時から返還時までの利息ないしその物から発生した利益を付して返還しなければならず（667条1項）、受領した物に損害が発生すれば賠償責任を負う（同条2項）。

³⁵ *negotiorum gestio*

³⁶ *solutio indebiti*

第三者による弁済がされた場合、債務者は支払者（第三者）に対しその金額を支払う義務を負う（668条）。また、第三者による税金支払がされた場合、支払者（第三者）は本来の義務者に対しその金額の償還請求ができる（669条）。

その他、遺失物を発見した場合の扱いと所有者への返還（670条）について規定されている。なおそれでも3年間所有者が不明の場合は発見者がその物を取得できる（同条3項）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから2年である（671条）。

(17) 第17章：不法行為（Provisions Relating to Torts）

不法行為の章もまた新設された。

旧法に一般的な不法行為規定はなく、刑事手続の内部で部分的に存在したのみであった。

新法では不法行為について一般的な定めが置かれた。何人も、その過失（any default, negligence or recklessness）に基づく作為または不作為によって、他人の身体、生命、財産、法的に保護される権利・利益を侵害してはならず、こうした侵害があつた場合はこの章の規定に基づいて責任を負う（672条）³⁷。

続く673条以下には特殊不法行為の規定が置かれている。

14歳以下の未成年者の不法行為に対して親権者ないし監護者が責任を負い（673条）、被後見人・被保佐人の不法行為に対して後見人・保佐人が責任を負う（674条）³⁸。

他人を雇用する者は、被用者が誠実に業務を遂行する過程で他者に与えた損害について賠償責任を負う（使用者責任、675条1項）が、被用者の過失や不誠実による場合は被用者が個人的に責任を負う（同条2項）³⁹。

動物の所有者は、その管理下にある動物が他人に与えた損害について責任を負うが、動物の性質に応じて十分な安全策を講じていた場合や被害者自身の過失で損害が生じた場合はこの限りでない（676条）。

建物の所有者は、その建物の崩壊によって他人に生じた損害について責任を負う（677条）。

財物の所有者は、その財物によって他人に生じた損害について責任を負う（678条）⁴⁰。

家長は、家庭で廃棄した物によって他人に生じた損害に対して責任を負う（679条）。

他人の財産を侵害（Trespass）した者は、生じた損害を賠償する責任を負う（68

³⁷ 故意による不法行為は書かれていない。刑法でカバーされるものと思われる。

³⁸ いずれも過失は要求されておらず、免責の規定もない。677～679条も同様。

³⁹ 1項の使用者責任は被用者の過失を前提としておらず、2項で被用者自身の責任が問われる場合を認めているが、使用者が責任を逃れる場合については規定がない。

⁴⁰ 爆発や発火等の場合が挙げられており（同条（a）～（c））、性質上ある程度の危険性を持つ財物を想定した規定である

0条)⁴¹。

2人以上の者による共同不法行為の場合、行為者らは、それぞれの責任に比例して⁴²賠償責任を負うとされる（681条1項）。責任割合に応じて分割可能であればその範囲で、さもなくば平等の債務を負担することになる（同条2項）。

この章により不法行為責任を負う者は、損害の賠償をしなければならない（682条1項）が、被害者の過失がある場合、責任は軽減される（同条2項）⁴³。賠償の範囲は現実に生じた損害である（同条3項）。

刑事事件の中で賠償問題が処理される場合や、法律に別途賠償に関する規定がある場合は、この章の不法行為の規定が適用されない（683条1項）。冒頭で述べた刑事手続内での賠償という処理が現行法にも引き継がれているからである（新刑事法でも刑罰の一つとして「損賠賠償」が列挙されている。）⁴⁴。また行為者に過失がなかったことを証明すれば不法行為責任を問われない（同条2項）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから6ヶ月である（684条）。

(18) 第18章：欠陥製品に対する責任 (Provisions Relating to Liability for Defective Products)
新法で大きく改正された章である。

欠陥製品を生産し販売、配布した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う（685条）⁴⁵。

損害が当該欠陥製品によることは請求者が証明しなければならない（686条）。

一方で、製品を生産した側が一定の事由を証明することで免責される場合が列挙されている（687条、当該製品を生産・販売・配布していないこと、生産時に欠陥はなかったこと、損害が消費者側の責任によること等）。

損害が両者の責任によるものである場合は賠償責任が軽減される（688条）。市場にある同様の商品やサービスの方がより高品質であるというだけでは当該目的物は欠陥製品とみなされない（689条）。この章にある規定は、欠陥製品により損害を受けた者のその他の権利を侵害しない（690条）。

権利行使期間は、原因となる行為があつてから1年である（691条）。

7 Part-6：国際私法 (Provisions Relating to Private International Law)

国際私法は新しく設けられたパートである⁴⁶。

⁴¹ 不動産及び動産についてあらゆる形態の財産権の侵害を広く補足している (Explanation)。

⁴² 英訳版では共同不法行為の場合に連帯債務 (jointly and severally liable) を認めているように読めるが、債務一般の章 (Part 5・第1章, 497条参照) で触れたようにネパール民法上は連帯債務の概念がない。同じネパール語文言が使用されている2014年草案の英訳版では *individually and collectively liable* の訳があてられており、翻訳の問題であろう。

⁴³ 過失相殺の趣旨。

⁴⁴ 新刑法40条。また量刑法の part 6 (41～45条) は刑事事件において身体・生命・財産・名誉を傷つけられた場合に裁判所が損害賠償を命じる場合について規定。

⁴⁵ 我が国の製造物責任と同趣旨である。

⁴⁶ 国際私法がパッケージの形で民法典に組み込まれている点は我が国と異なる。

インドのような近隣国のみならず日本や欧米、オーストラリア等、国外に出るネパール人は若者を中心に年々増加しており、国際私法について網羅的な一節が設けられた意味は大きい⁴⁷。

この章の規定の適用対象として、外国人が関与しあるいは対象や行為が外国にある私的法律関係（692条1項）、特に、外国人の法的地位・能力（同条2項（a））、家族関係（Partition や相続を含む。）に外国人を含むか関係行為が外国でなされた場合（同条項（b））、外国人が当事者に含まれる外国にある財産関係（同条項（c））、外国人が当事者に含まれる契約ないし契約外の権利義務関係（同条項（d））、外国で締結された契約関係（同条項（e））が挙げられている⁴⁸。

外国人（自然人）の法的能力はその国籍国の法で決まる（693条1項）が、特定できないときは常居所地の法律により、常居所地も明らかでなければその時点で滞在している国の法律による（同条2項）。外国法人の法的能力ないし法的地位はその登記（登録）国の法律によるが、特定できないときは本部所在国の法律により、これも明らかでなければ業務遂行地の法律による（同条3項）。

外国人の失踪ないし死亡が推定されたときの法律関係は当該外国人の国籍国の法による（694条1項）が、特定できないときは常居所地法、これも明らかでなければ直近の居住地法による（同条3項）。

ネパールに居住する外国人に対し相続が開始したときの相続人の決定は当該外国人の国籍国の法によるが、特定できないときは常居所地法、これも明らかでなければその時点の居住地法による（695条）。ネパールにいる外国人の相続が開始したとき、ネパールに存在する財産に対する相続人と相続順位の設定は当該外国人の死亡時の国籍国の法による（696条1項）が、特定できないときは死亡時の常居所地法、これも明らかでなければネパール法による（同条2項）。

法人（company, foundation or other corporate body）の性質（私的ないし公的団体か）は設立された国の法律によって決定されるが、特定できないときは登記（登録）された事務所または本部が存在する国の法律による（697条）。

動産の相続は、被相続人の死亡時の常居所地法で（698条1項）、不動産の相続は当該不動産の存在する国の法律で規律される（同条2項）。

ネパール人が外国で婚姻するときは、その能力、資格、条件（婚姻適齢等）についてはネパール法に従わなければならない（699条1項）、手続は当該国の法律の定めに従う（同条2項、ただし在外大使館や領事館での婚姻の場合は除く。）。これらの条件を満たさない婚姻は認められない（同条3項）。

外国人がネパール国内で婚姻するときは、外国人同士の場合も外国人とネパール人である場合も、その能力、資格、条件（婚姻適齢等）についてはそれぞれの自国法に従わ

⁴⁷ ネパールの法律家の間では国際私法に関する先例や実務の蓄積が不足している。新しく設けられた規定にも未だ不十分な点が多く、今後も改正・発展が必要となろう。

⁴⁸ なお、ここでいう「外国人（foreigner）」には外国籍の自然人及び法人、外国そのものを含む。

なければならない（700条1項）、手続はネパール法に従う（同条2項、ただし在ネパール外国大使館や領事館での婚姻の場合は除く。）。これらの条件を満たさない婚姻は認められない（同条3項）。

婚姻の効果と婚姻後の夫婦の関係は、夫婦の国籍が同じであればその国籍国の法によって決まるが、国籍が異なる場合は常居所地法で決まり、常居所地も異なる場合はその時点の居住地法による（701条1項）が、婚姻の効果が同条項の規定でも決まらない場合には婚姻地の法による（同条2項）。

父権（親権）は事情に応じて子の国籍国の法で規律される（702条1項）が、特定できないときは父母の常居所地法、これも明らかでない場合はその時点の居住地法による（同条2項）。

養親子間の関係は養親の国籍国の法で規律されるが、特定できないときは養親の常居所地法、これも明らかでない場合は養親が普段婚姻生活している国の法による（703条）。

後見と保佐については被後見人ないし被保佐人の国籍国の法による（704条1項）が、特定できないときはその者の常居所地法、これも明らかでない場合はその時点の居住地法による（同条2項）。後見人・保佐人と被後見人・被保佐人の関係は後見ないし保佐に付された国の法律によるが、被後見人ないし被保佐人の常居所地がネパールであればネパール法による（同条3項）。

separation of bread and board の場合⁴⁹の規律は夫婦の常居所地の法による（705条1項）。常居所地が夫婦で異なる場合は両者の最後の常居所地の法によるが、それでも決定できなければ、離婚扶養料に関する事件が係属している裁判所のある地の法による（同条2項）。

外国で同国法に基づいてネパール人同士またはネパール人と外国人の間で有効に離婚がされた場合はネパール法に基づいてネパールでも有効な離婚となる（706条）。

所有権ないし占有権の内容は当該財産が存在する国の法律により（707条1項）、不動産の所有権の継続・終了に関する問題はその不動産が存在する国の法律による（同条2項）。

運送中の物品については目的地の法が適用される（708条）。

契約に関する準拠法は、契約当事者によってその契約で定める（709条1項）が、定めなかった場合は履行地の、それでも決まらない場合は契約締結地の法による（同条2項）。ただし契約締結地がネパールの場合、契約で定めない限り準拠法はネパール法となる。

外国において有効な契約ないし証書はネパール国内でも有効とされる（710条）。

寄付ないし贈与の有効性に関しては、寄付者の国籍国の法による（711条1項）が、寄付ないし贈与があった国の法の手続を満たせば正当に行われたものとみなされる（同条2項）。

⁴⁹ 脚注10参照

外国人が関わる、または外国の物や外国での行為についての不法行為責任の決定は、当該不法行為の発生地の法による（712条1項）。ある国での行為の結果が別の国で発生した場合は、後者の地の法による（同条2項）が、特定できない場合は不法行為地の法による（同条3項）。

準契約や不当利得に関する権利義務は行為地の法による（713条）。

ここまでで具体的に挙げられていないその他の事項については別途規定があればネパール法によるが、なければ一般に認められる国際私法の原則による（714条1項）。当事者が合意すればネパール法による（同条2項）。

この章の規定で国籍国の法を準拠法とする場合で、その当事者が多重国籍である場合は国籍国のうち常居所地の法による（715条1項）。決定できない場合は最も関係の深い国籍国の法とするが、ネパール国籍を持つかネパールを常居所地するような場合はネパール法による（同条2項）。難民ないし無国籍の者については常居所地の法、決定できなければその時点の居住地の法による（同条3項）。

ネパールの裁判所は、審理中の外国人が含まれる事件につき、両当事者からそれが適当かつ実行可能である理由を明示した申し出を受けた場合、当事者の居住する外国の裁判所での審理を許可することができる（716条1項）。この許可がされた場合は再び同じ事件をネパールの裁判所で扱うことはできない（同条2項）。また、ある事件がネパールの裁判所と外国の裁判所に同時にかかっている場合の審理の中断（717条）。ネパールの裁判所が管轄を有する事件（718条）、その他ネパールの裁判所で扱うことが可能な事件（719条）についても規定されている。

ネパールが当事者となっている条約に別途規定がある場合、この章の定めは当該規定に影響を与えない（720条）。

また、公の秩序に反する場合はこの章の規定は適用されない（721条）。

第3 最後に

新民法には、全く新しい法制度と旧来からのネパール独自の制度が共存している。Partitionのようにこの大改正の機会に変革を試みたものの、そのまま残ってしまったものもある。また我々の感覚からすると、たとえば取引の安全の保護については保守的な感は否めないし、ほとんどの権利行使期間は短すぎる。

もとより法は現実の社会のあり方とこれを解釈する思想によって作り上げられるものであり、完璧なルールはない。長い時間をかけて議論されて完成したこの民法が、今のネパールにとって最良のものということであろう。我が国の活動がその一助となったことは誇らしい。新憲法の下で新たなスタートを切ったばかりのネパールで、社会の変化に伴ってこの民法も発展的に形を変えていくことになろう。

以上